

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 1 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 一般統計調査の承認

総括表	1
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	2
地域保健・健康増進事業報告	3
特定作物統計調査	5
平成 29 年国民生活基礎調査試験調査	8
医科歯科連携の在り方に関する調査	10

2 一般統計調査の中止通知

総括表	12
安全・安心な社会づくりのための基礎調査（犯罪被害実態（暗数）調査）	13

3 届出統計調査の届出

(1) 新規	14
(2) 変更	14

(注) 今月は、基幹統計調査の承認事案はなかった。

〔利用上の注意〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。））は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次に掲げるとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時であつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

1 一般統計調査の承認

[総括表]

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H29. 1. 11	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	文 部 科 学 大 臣
H29. 1. 11	地域保健・健康増進事業報告	厚 生 労 働 大 臣
H29. 1. 11	特定作物統計調査	農 林 水 産 大 臣
H29. 1. 24	平成29年国民生活基礎調査試験調査	厚 生 労 働 大 臣
H29. 1. 27	医科歯科連携の在り方に関する調査	厚 生 労 働 大 臣

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った一般統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】 学校における教育の情報化の実態等に関する調査

【承認年月日】 平成 29 年 1 月 11 日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局情報教育課

【目的】 学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、デジタルテレビ等の整備の状況、教員の ICT 活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－学校における教育の情報化の実態等に関する調査 調査票

【公表】 インターネット（速報値：調査実施年の 8 月 31 日、確定値：調査実施年の 10 月 31 日）

【備考】 今回の承認は、平成 29 年以降の調査についての変更承認

1－学校における教育の情報化の実態等に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3 万 4275 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年 3 月 1 日 （系統）文部科学省－都道府県教育委員会（政令指定都市を含む。）－（市区町村教育委員会）－報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （実施期間）毎年 2 月 1 日～5 月 31 日

【調査事項】 1. インターネットへの接続状況等、2. コンピュータ等の整備の実態、3. デジタルテレビ等の整備の実態等、4. 教員の ICT 活用指導力等の実態

【調査名】 地域保健・健康増進事業報告

【承認年月日】 平成 29 年 1 月 11 日

【実施機関】 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（人口動態・保健社会統計担当）付行政報告統計室

【目的】 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、保健所における公衆衛生の向上に関する事業活動を把握するため、「保健所運営報告」（届出統計調査）として昭和 29 年に開始したもので、平成 9 年に保健所と市町村の両面から施策の実施状況を把握できるように調査項目を変更の上、名称を「地域保健事業報告」に変更し、その後、11 年に、調査の効率化・合理化等の観点から「老人保健事業報告」（届出統計調査）との統合により「地域保健・老人保健事業報告」となった。さらに、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、老人保健事業のうち医療保険者が行わない事業は、市町村が健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）等に基づき実施することとなったため、平成 20 年に名称を「地域保健・健康増進事業報告」に変更した。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－地域保健・健康増進事業報告 調査票（都道府県が設置する保健所）
2－地域保健・健康増進事業報告 調査票（政令市（特別区）以外の市町村）
3－地域保健・健康増進事業報告 調査票（政令市（特別区））

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施翌年の 3 月）

【備考】 今回の承認は、平成 29 年以降の調査についての変更承認

1－地域保健・健康増進事業報告 調査票（都道府県が設置する保健所）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）保健所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）363 （配布）オンライン （収集）オンライン
（記入）自計 （把握時）調査票により、年度 1 年間、年度末現在及び前年度 1 年間 （系統）厚生労働省－都道府県－報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （提出期限）毎年 6 月末日

【調査事項】 1. 母子保健、2. 健康増進、3. 歯科保健、4. 精神保健福祉、5. 衛生教育 等

2－地域保健・健康増進事業報告 調査票（政令市（特別区）以外の市町村）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）政令市（特別区）以外の

市区町村

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,694 (配布) オンライン (収集) オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査票により、年度1年間、年度末現在及び前年度1年間 (系統) 厚生労働省－都道府県－報告者、厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する保健所－報告者、厚生労働省－報告者

【周期・期間】 (周期) 1年 (提出期限) 毎年6月末日

【調査事項】 1. 母子保健、2. 健康増進、3. 歯科保健、4. 精神保健福祉、5. 衛生教育、6. 健康手帳の交付、7. 健康診査、8. 機能訓練、9. 訪問指導、10. がん検診 等

3－地域保健・健康増進事業報告 調査票 (政令市 (特別区))

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 政令市 (特別区)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 43 (配布) オンライン (収集) オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査票により、年度1年間、年度末現在及び前年度1年間 (系統) 厚生労働省－都道府県－報告者、厚生労働省－報告者

【周期・期間】 (周期) 1年 (提出期限) 毎年6月末日

【調査事項】 1. 母子保健、2. 健康増進、3. 歯科保健、4. 精神保健福祉、5. 衛生教育、6. 健康手帳の交付、7. 健康診査、8. 機能訓練、9. 訪問指導、10. がん検診 等

【調査名】 特定作物統計調査

【承認年月日】 平成 29 年 1 月 11 日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、こんにゃくいも及び「い」（以下「調査対象作物」という。）の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量の算定、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成 13 年度に作物統計調査（当時は指定統計調査。現在は基幹統計調査。）及び生産関連の 5 つの承認統計調査を再編した際に設けられた基準に基づき、作物統計調査では把握されない作物のうち、個別制度との関連で、作付面積及び収穫量について把握することが必要と考えられる作物を対象として、平成 14 年度（14 年産）から実施されている。調査開始以来、小豆、いんげん、らっかせい、そば、こんにゃくいも及び「い（イグサ）」の 6 品目を把握の対象として実施されてきたが、平成 22 年度（22 年産）からは、なたねを追加し、7 品目を把握対象として実施されていた。

しかし、平成 29 年調査から、そば及びなたねが作物統計調査（基幹統計調査）の調査対象作物の選定基準に該当し、同調査の対象作物とされたことから、そば及びなたねを除く 5 品目が把握対象になった。

【調査の構成】 1－豆類作付面積調査調査票（団体用） 2－こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 3－い作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 4－豆類収穫量調査調査票（団体用） 5－豆類収穫量調査調査票（経営体用） 6－こんにゃくいも収穫量調査調査票（経営体用）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査品目により 10 月下旬～翌年 2 月、詳細：翌年 6 月～翌年 10 月）

【備考】 今回の承認は、平成 29 年以降の調査についての変更承認

1－豆類作付面積調査調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）主産県（ただし 3 年周期で全国） （単位）農協等関係団体（属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約 170（全国調査年は約 220）（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年 9 月 1 日現在（系統）農林水産省－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）。以下この調査において同じ。）－報告者

【周期・期間】 （周期）1 年（実施期間）毎年 8 月下旬

【調査事項】 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）の作付面積

2－こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）

【調査対象】（地域）主産県（ただし、作付面積調査については3年周期で、収穫量調査については6年周期で全国）（単位）農協等関係団体（属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】（選定）全数（客体数）約10（全国調査年は約40）（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省－地方農政局等－報告者

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）収穫期

【調査事項】1. こんにゃくいもの作付面積、2. 集荷量等

3－い作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）

【調査対象】（地域）主産県（単位）農協等関係団体（属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】（選定）全数（客体数）3（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省－地方農政局等－報告者

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）収穫期

【調査事項】1. 「い」の作付面積、2. 集荷量等

4－豆類収穫量調査調査票（団体用）

【調査対象】（地域）主産県（ただし6年周期で全国）（単位）農協等関係団体（属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】（選定）全数（客体数）約200（全国調査年は約240）（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省－地方農政局等－報告者

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）収穫期

【調査事項】1. 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）の作付面積、2. 集荷量等

5－豆類収穫量調査調査票（経営体用）

【調査対象】（地域）主産県（ただし6年周期で全国）（単位）農林業経営体（属性）2015年農林業センサスにおいて調査対象作物を販売目的で作付けし、及び関係団体等以外に出荷したと回答した農林業経営体（抽出枠）2015年農林業センサス

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数／母集団数）約760／約6,370（全国調査年は約3,720／約35,800）（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把

握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局等－報告者

【周期・期間】 (周期) 1年 (実施期間) 収穫期

【調査事項】 1. 豆類(小豆、いんげん、らっかせい)の作付面積、2. 収穫量(出荷量、自家消費等の量)等

6－こんにゃくいも収穫量調査 調査票(経営体用)

【調査対象】 (地域) 主産県(ただし6年周期で全国) (単位) 農林業経営体 (属性) 2015年農林業センサスにおいて調査対象作物を販売目的で作付けし、及び関係団体等以外に出荷したと回答した農林業経営体 (抽出枠) 2015年農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数/母集団数) 約210/約700(全国調査年は約360/約1,910) (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局等－報告者

【周期・期間】 (周期) 1年 (実施期間) 収穫期

【調査事項】 1. こんにゃくいもの作付面積、2. 収穫量(出荷量、自家消費等の量)等

【調査名】 平成 29 年国民生活基礎調査試験調査

【承認年月日】 平成 29 年 1 月 24 日

【実施機関】 厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室

【目的】 国民生活基礎調査（基幹統計調査）の平成 31 年大規模調査の企画に先立ち、統計委員会の諮問第 82 号の答申（平成 28 年 1 月 21 日）の課題である非標本誤差の縮小に向けて、現在の調査員回収は維持しつつも郵送回収による更なる回収率の向上を目指し、調査員訪問時に不在で世帯の方と接触できない世帯を対象とした郵送回収の導入の有効性について検証するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－世帯票 2－所得票

【公表】 有識者による検討会（仮称）における検討資料として公表（平成 30 年 1 月以降）

1－世帯票

【調査対象】 （地域）東京都区部及び全国の指定都市（熊本市を除く。）（単位）世帯、個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成 27 年国勢調査区のうち平成 29 年国民生活基礎調査が実施されない調査区から、東京都区部については 6 地区、指定都市（熊本市を除く）についてはそれぞれ 2 地区ずつ、無作為に抽出した 44 地区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数／母集団数）【世帯】約 2,200／約 1693 万 1000、【世帯員】約 6,600／約 3603 万 6000（配布）調査員（取集）調査員・郵送（記入）自計（把握時）平成 29 年 6 月 1 日現在（系統）【配布】厚生労働省－都道府県－指定都市・特別区－保健所－調査員－報告者、【取集】調査員調査：報告者－調査員－保健所－指定都市・特別区－都道府県－厚生労働省、郵送調査：報告者－厚生労働省

【周期・期間】（周期）1 回限り（提出期限）【都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限】平成 29 年 7 月中旬、【郵送回収の場合の世帯から厚生労働省への提出期限】平成 29 年 6 月 26 日

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）5 月中の家計支出総額
2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）傷病の状況、（8）公的年金・恩給の受給状況、（9）教育（15 歳以上の者のみ）、（10）公的年金の加入状況（15 歳以上の者のみ）、（11）5 月中の仕事の状況（15 歳以上の者のみ）、（12）勤めか自営かの別等（15 歳以上の者のみ）

2－所得票

【調査対象】 (地域) 東京都区部及び全国の指定都市(熊本市を除く。) (単位) 世帯、個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出枠) 平成27年国勢調査区のうち平成29年国民生活基礎調査が実施されない調査区から、東京都区部については6地区、指定都市(熊本市を除く)についてはそれぞれ2地区ずつ、無作為に抽出した44地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数/母集団数) 【世帯】 約2,200/約1693万1000、【世帯員】 約6,600/約3603万6000 (配布) 調査員 (取集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成28年1月1日～12月31日 (系統) 【配布】 厚生労働省－都道府県－指定都市・特別区－福祉事務所－調査員－報告者、【取集】 調査員調査：報告者－調査員－福祉事務所－指定都市・特別区－都道府県－厚生労働省、郵送調査：報告者－厚生労働省

【周期・期間】 (周期) 1回限り (提出期限) 【都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限】 平成29年8月中旬、【郵送回収の場合の世帯から厚生労働省への提出期限】 平成29年8月7日

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査名】 医科歯科連携の在り方に関する調査

【承認年月日】 平成 29 年 1 月 27 日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課

【目的】 外来、入院及び在宅医療それぞれの現場の医科歯科連携の状況等を把握し、平成 30 年度診療報酬改定に向けた基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－病院票 2－在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所票 3－歯科医療機関票 4－在宅療養支援歯科診療所票 5－郡市区医師会票 6－郡市区歯科医師会票

【公表】 インターネット（概要：平成 29 年 12 月末、詳細：平成 30 年 2 月）

1－病院票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）病院（在宅療養支援病院を除く。）
（抽出枠）医療施設基本ファイル（平成 28 年 10 月）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数／母集団数）645／約 7,400 （配布）郵送
（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 11 月 30 日 （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 29 年 1 月末～2 月末

【調査事項】 1. 施設の概況、2. 調査票の記入をした医師の属性、3. 院内のチーム医療の実施状況、4. 病棟での医科歯科連携の状況

2－在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所
（抽出枠）地方厚生局が保有する施設基準の届出状況（平成 27 年 7 月 1 日）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数／母集団数）1,120／約 1 万 6000 （配布）郵送
（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 11 月 30 日 （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 29 年 1 月末～2 月末

【調査事項】 1. 施設の概況、2. 調査票の記入をした医師の属性、3. 訪問診療の実施状況、4. 訪問診療における多職種連携の状況

3－歯科医療機関票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所を除く。）及び歯科標榜のある病院
（抽出枠）医療施設基本ファイル（平成 28 年 10 月）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数／母集団数）610／約 6 万 5000 （配布）

郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成28年11月30日（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期間】（周期）1回限り（実施期間）平成29年1月末～2月末

【調査事項】1. 施設の概況、2. 調査票の記入をした歯科医師の属性、3. 医科歯科連携の状況

4－在宅療養支援歯科診療所票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）在宅療養支援歯科診療所（抽出枠）地方厚生局が保有する施設基準の届出状況（平成27年7月1日）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数／母集団数）610／約6,400（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成28年11月30日（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期間】（周期）1回限り（実施期間）平成29年1月末～2月末

【調査事項】1. 施設の概況、2. 調査票の記入をした歯科医師の属性、3. 歯科訪問診療の実施状況、4. 在宅医療における多職種連携の状況

5－郡市区医師会票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）郡市区医師会（抽出枠）日本医師会の所有する名簿（平成28年11月）

【調査方法】（選定）全数（客体数）814（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成28年11月30日（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期間】（周期）1回限り（実施期間）平成29年1月末～2月末

【調査事項】1. 医科歯科連携に係る取組状況、2. 在宅医療に関する連携拠点の状況等

6－郡市区歯科医師会票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）郡市区歯科医師会（抽出枠）日本歯科医師会の所有する名簿（平成28年6月）

【調査方法】（選定）全数（客体数）764（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成28年11月30日（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期間】（周期）1回限り（実施期間）平成29年1月末～2月末

【調査事項】1. 医科歯科連携に係る取組状況、2. 在宅医療に関する連携拠点の状況等

2 一般統計調査の中止通知

[総括表]

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H29.1.10	安全・安心な社会づくりのための基礎調査(犯罪被害実態(暗数)調査)	法 務 大 臣

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止の受理状況について掲載したものである。

【調査名】 安全・安心な社会づくりのための基礎調査（犯罪被害実態（暗数）調査）

【受理年月日】 平成 29 年 1 月 10 日

【実施機関】 法務省法務総合研究所研究部

【中止理由】 本調査については、国際犯罪被害実態（暗数）調査の実施年に合わせて実施してきたものであるところ、平成 27 年度においては国際犯罪被害実態（暗数）調査が実施されなかったことから、平成 27 年調査から中止することとされたものである。

3 届出統計調査の届出

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(1)新規	インターンシップ受入等実態調査	H29.1.5	秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田県内の民間事業所におけるインターンシップ受入等に関する基本的事項を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後のインターンシップ促進の基礎資料とすることを目的とする。	秋田県全域	1	1,000事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成29年1月上旬～1月31日
	地域医療に関する県民意識調査	H29.1.18	三重県健康福祉部医療対策局医務国保課	三重県が策定した「みえ県民カビジョン第二次行動計画」における施策の一つとして「地域医療提供体制の確保」を掲げており、当該施策の目標項目として「地域医療安心度指数」を設定し、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度を把握し、評価することとしているところ、当該目標項目の現状を把握することを目的とする。	三重県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月16日～3月10日
	雇用のミスマッチ等に関する調査	H29.1.23	福井県産業労働部労働政策課	福井県内企業が本当に求める人材と求職者が希望する仕事の中身などのミスマッチの実態やニーズを詳細に把握することを目的とする。	福井県全域	4	1,300人 2,000企業	無作為抽出 有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成29年2月下旬～3月中旬
(2)変更	青森県医療機能調査	H29.1.4	青森県健康福祉部医療薬務課	青森県内の病院、一般診療所、歯科診療所において有する医療機能について県が実態を把握し、青森県保健医療計画の見直し等、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	3	1,379施設	全数	郵送	5年	平成29年2月1日～2月28日
	鳥取県に関するイメージ調査	H29.1.4	鳥取県元気づくり総本部広報課	鳥取県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)、関西圏(大阪府・兵庫県・京都府)、中京圏(愛知県)、中国・四国圏(広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県)、九州圏(福岡県)	1	5,400人	有意抽出	オンライン	1年	毎年1月中旬～2月上旬
	浜松市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う実態調査	H29.1.4	浜松市健康福祉部高齢者福祉課及び介護保険課	老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を「はままつ友愛の高齢者プラン」として一体的に策定する上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。	浜松市全域	4	1万人 370法人	全数 無作為抽出	郵送	3年	平成28年12月14日～平成29年1月10日
	参議院議員通常選挙の投票行動等に関する意識調査	H29.1.6	埼玉県企画財政部市町村課	第24回参議院議員通常選挙における埼玉県民の投票行動と政治意識、選挙意識及び選挙啓発等の関連を調査することにより、各種選挙において低位にある同県の投票率について分析し、今後の選挙時啓発の在り方の検討に資することを目的とする。	埼玉県全域	1	2,000人	無作為抽出	調査員	3年	平成29年1月7日～1月中旬
	福井県の社会貢献活動実態調査	H29.1.6	福井県総合政策部女性活躍推進課	福井県の社会貢献活動の推進を図るため、県民、企業、県内NPO法人の活動の実態等を把握し、来年度改定予定の「福井県県民社会貢献活動推進計画」に反映するとともに、今後の社会貢献活動推進の施策展開に反映させることを目的とする。	福井県全域	3	2,000人 1,240事業所	全数 無作為抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	平成29年1月中旬～2月下旬

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
	宮城県患者調査	H29.1.10	宮城県保健福祉部医療整備課	宮城県内の病院、一般診療所及び歯科診療所を利用する患者(入院患者、往診及び訪問診療を含む外来患者並びに健康診断(査)の受診者等を含む。)の人数を把握するとともに、傷病及び受療の状況等を明らかにし、県内の保健医療に関する基礎資料を得ることを目的とする。	宮城県全域	2	300施設	全数	郵送 オンライン	5年	平成29年1月13日～2月10日
	宮城県医療機能調査	H29.1.10	宮城県保健福祉部医療整備課	宮城県内の病院一般診療所及び歯科診療所における医療提供に関する機能の実態等を明らかにし、県内の保健医療に関する基礎資料を得ることを目的とする。	宮城県全域	3	2,939施設	全数	郵送 オンライン	5年	平成29年1月13日～2月10日
	東京都企業の管理活動等に関する実態調査	H29.1.12	東京都総務局統計部調整課	本社経費を把握し、東京都産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	1,600企業	無作為抽出	郵送	5年	平成29年2月中旬～3月中旬
	栃木県医療実態調査(変更前の名称:医療実態調査(患者調査・施設調査))	H29.1.17	栃木県保健福祉部医療政策課	医療法第30条の4の規定により策定する「第7期栃木県保健医療計画」の基礎資料を得ることを目的とする。	栃木県全域	2	227施設	全数	郵送	6年	平成29年1月20日～2月14日
	栃木県在宅医療実態調査	H29.1.19	栃木県保健福祉部医療政策課	栃木県における在宅医療の実施状況や関係機関の連携状況などの実態を把握し、今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域	6	2,288施設 2,424事業所	全数	郵送	6年	平成29年1月20日～2月14日
	全国企業短期経済観測調査	H29.1.20	日本銀行調査統計局経済統計課	全国の企業動向を的確に把握し、金融政策の適切な運営に資することを目的とする。	全国	1	1万1300企業	無作為抽出	郵送 オンライン	四半期	2月末頃、5月末頃、8月末頃、11月中旬から、それぞれ1か月程度
	京都府織布生産動態統計調査	H29.1.20	京都府政策企画部企画統計課	京都府内における織布の生産の実態を明らかにすることを目的とする。	京都府全域	4	96事業所	有意抽出 全数	調査員 郵送	毎月	調査月の翌月10日
	滋賀県歯科保健実態調査	H29.1.30	滋賀県健康医療福祉部健康医療課	平成25年3月に策定された「滋賀県歯科保健計画一歯つらつしが21(第4次)一」の最終評価年度である平成29年度にその最終評価及び目標値の再設定を行うため、各関係機関及び関係者に対してアンケート調査を行い、滋賀県の歯科保健の現状を把握することを目的とする。	滋賀県全域	10	462園 1,140人 348校 800企業 587事業所	全数	郵送	1回限り	平成29年2月
	中小企業景況調査	H29.1.31	愛知県産業労働部産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。	愛知県全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送 FAX	四半期	5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日のそれぞれ3日前頃から10日間

注1) 「対象地域」「客体の選定方法」「調査方法」、「周期」又は「調査の実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注2) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。(「のべ」の場合もある。)